

第5回 武蔵野エリア 産業フェスタ

小金井市商工会、武蔵野商工会議所、三鷹商工会による中小企業の販路拡大・受注確保を目的にしたイベントです。

展示、ビジネススマッチングのほか、ロボットスーツやドローン実演、村上信夫さん(元・NHKアナウンサー)、橋本久義さん(政策研究大学院大学教授)の講演会等を行います。

とき 11月10日(火) 午前10時30分～午後5時30分
ところ 吉祥寺東急REIホテル3階(武蔵野市吉祥寺南町1-6-13)

共催 小金井市ほか
申込方法 当日直接会場へ。
問合せ 市商工会 ☎042-381-8765

「小金井で起業した8人のものがたり」展を開催

地域資源やネットワークを生かしながら、新しいビジネスをはじめた8人の物語を展示によって紹介します。また、起業家の本音を聞けるトークイベント「起業ナイト」を開催します。

とき 11月18日(水) 午前10時～午後9時(トークイベントは午後7時から)

ところ 小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)
その他 詳しくは東小金井事業創造センターホームページ

加入している方へ
国民年金社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書を送付

平成27年1月～12月に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり

消費者講座 寺や親族ともめない上手な墓じまいーお寺の形態や権利から最新の納骨堂・樹木墓地まで

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金機構から11月上旬に送付します。

とき 11月18日(水) 午後2時～4時
ところ 前原暫定集会施設1階A会議室

講師 二村祐輔さん(日本葬祭アカデミー教務研究室代表)

定員 50人(申込順)
申込 11月2日から、電話で経済課消費生活係 ☎042-387-9831へ。

は、本人以外の方が来庁する際は委任状が必要です。

代理人が手続きをする場合は 委任状を

市民課で代理人が各種手続きをする場合は、原則として本人(依頼する人)直筆の委任状と代理人(来庁者)の運転免許証、保険証などの本人確認書類が必要です。

また、請求の際には、住民票、戸籍関係書類の具体的な請求理由を明らかにしていただく場合があります。

なお、印鑑登録、印鑑登録証明書、住基カードの交付は取り扱いが異なります。詳しくは、お問い合わせください。また、市ホームページをご覧ください。

委任状の記載例

委任状
平成〇年〇月〇日

(あて先) 小金井市長

代理人(頼まれて来庁する人)
住所 小金井市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

例① 私は、〇〇を〇通取得する権限を上記の者に委任します。
例② 私は、〇〇届の手続きに関する権限を上記の者に委任します。

委任者(本人)
住所 小金井市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇(認印可)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※ 戸籍関係書類を請求する際は、本籍、筆頭者もご記入ください。

「委任状が必要でない場合」
次の方が来庁する場合は、委任状は必要ありません。

▽ 住民票同一世帯の方
▽ 戸籍関係書類が該当の戸籍に名前が記載されている方、直系の親族(親子等)の方、直系の親族(親子等)の方、直系の親族(親子等)の方

は、本人以外の方が来庁する際は委任状が必要です。

▽ 住所異動(転入・転出は市内で同一世帯の方、転居(市内での住所変更)は引っ越し後の住所で同一世帯の方

市民課市民係 ☎042-387-9830

ます。(平成27年中に納付した過年度分や家族の分も含まれます)
年末調整、確定申告および市・都民税申告等で社会保険料控除として申告をする際には、納付した保険料を証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金機構から11月上旬に送付します。

年末調整や確定申告の際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

「控除証明書専用ダイヤル」
11月2日～平成28年3月15日の月曜～金曜日午前9時～午後7時、第2土曜日午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

電話 ☎0570-0581555
IP電話 PHS ☎03-6700-11144
問合せ 立川年金事務所 ☎042-523-0352

ご利用ください
市民協働支援センター準備室

市民協働支援センター準備室では、市民協働推進員2人を配置し、市民協働の推進のための諸業務を行っています。

一斉美化清掃を行っています みんなでまちをきれいに!

町会・自治会の皆さんを中心に、まちをきれいにする運動の一環として、公共の場所(道路や公園など)の美化清掃を行っています。

参加希望の方には、お住まいの地区の町会や自治会などを紹介します。詳しくは、お問い合わせください。皆さんの参加をお待ちしています。

とき
▷ 梶野町、緑町、本町2～5丁目=11月8日(日)
▷ 前原町、貫井南町=11月15日(日)
▷ 貫井北町、桜町、関野町=11月23日(祝)
▷ 東町、中町、本町1・6丁目=12月6日(日)
※ いずれも時間は午前9時～10時

清掃用具 必要な用具は、各自でご用意ください。

い。一斉美化清掃用のごみ袋(ボランティア袋)は、町会・自治会長を通じて配布します。

集めたごみは、「落ち葉」「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「危険物」に分け、町会・自治会で決められた「一斉清掃専用ごみ集積所」の看板(上図)のある所に出してください。翌日収集します。

※ 家庭ごみ、粗大ごみ、私有地から出たごみは対象外です。

問合せ ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9835



▽ 市民協働・市民活動等の相談(行政と協働した事業の実施、市民活動を行ううえで課題や悩み、NPO法人の設立についてなど)

▽ 市民活動団体等と行政の間や、市民活動団体相互間の協働のコーディネート

▽ 市民協働・市民活動についての調査活動、情報の収集・発信

▽ 市民協働に関連する行事等への参加・協力

▽ 市民協働の推進に向けた仕組み等の検討
▽ 市民活動団体リストの管理
問合せ 市民協働支援センター ☎042-387-9831

個人番号カードによるコンビニ交付サービスの利用

個人番号カードでコンビニ交付サービス(全国のコンビニエンスストアで住民票・印鑑登録証明書が取得できるサービス)を利用する場合は、電子証明書が必要となります。

通知カードと一緒に送付される個人番号カード申請書の裏面には「 利用者証明用電子証明書 不要」欄がありますが、この欄を塗りつぶすと、コンビニ交付サービスは利用できませんので、塗りつぶさずに申請してください。

雨水浸透施設 設置にご協力を

既存家屋への設置工事を助成します

市では「雨をかりる・かえす・活かす」まちづくりの一環として、雨水をなるべく下水道に流さず、大地にかえす雨水浸透事業を実施しています。

この事業を継承し、「安全で潤いのある故郷」を次世代に残すことを目的として、新築や増改築の際には、雨水浸透ます等の設置をお願いしています。

また、助成対象となる既存家屋に対し、雨水浸透ます等の設置工事を助成します。

問合せ 下水道課業務設備係 ☎042-387-9828

また、市排水設備指定工事店へ。

